明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

十二　子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務　第七号イからヌまでに掲げる情報

十三　子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務　当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者（同法第三十条の五第三項の施設等利用給付認定保護者をいう。次号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十四　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第三号ロ及び第四号に掲げるものに限る。）　次に掲げる情報

イ　子ども・子育て支援法第五十九条第三号ロに掲げる事業の対象となる施設等利用給付認定保護者、当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ　子ども・子育て支援法第五十九条第三号ロに掲げる事業の対象となる施設等利用給付認定保護者又は同条第四号に掲げる事業（同法第六条に規定する小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業に係る施設の利用に要する費用の助成を行うものに限る。）の対象となる小学校就学前子どもの保護者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第五十九条の二の三　法別表第二の百十七の項の主務省令で定める事務は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

［一・二　略］

三　公的給付支給等口座登録簿関係情報

第五十九条の四　法別表第二の百二十一の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。

一　市町村民税に関する情報

二　公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第六号

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第五項（同法第七十三条第八項及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第五項において準用する場合を含む。）、第七十二条第三項本文及び第七十三条第二項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）	（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）
第十三条　法第二十四条第五項（法第七十三条第八項、令第七条第五項並びに第九十五条第十三項、第九十七条第七項、第百条第	**第十三条**　法第二十四条第五項（法第七十三条第八項、令第七条第五項並びに第九十五条第十三項、第九十七条第七項、第百条第

十一　子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務　第六号イからヌまでに掲げる情報

［号を加える。］

十二　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第三号ロに掲げるものに限る。）　第六号ロに掲げる情報

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

第五十九条の二の三　法別表第二の百十七の項の主務省令で定める事務は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

［一・二　同上］

［号を加える。］

第五十九条の四　法別表第二の百二十一の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとし、同項の主務省令で定める情報は、市町村民税に関する情報であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］